

## 吸収合併公告

下記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和8年7月1日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) [https://www.eneos.co.jp/company/public\\_notice.html](https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html)

令和8年5月12日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
(甲) **ENEOS株式会社**  
代表取締役社長 山口 敦治

東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
(乙) **ENEOS SH 合同会社**  
代表社員 **ENEOS株式会社**  
職務執行者 西村 喜法